

## 経済法 第 11 回 05/18

担当 中川晶比兒

### I 企業結合規制における一定の取引分野の画定

#### 【一定の取引分野の画定の基本】

[1] 「一定の取引分野は、企業結合により競争が制限されることとなるか否かを判断するための範囲を示すものであり、一定の取引の対象となる商品の範囲(役務を含む。以下同じ。), 取引の地域の範囲(以下「地理的範囲」という。)等に関して、基本的には、需要者にとっての代替性という観点から判断される。」「また、必要に応じて供給者にとっての代替性という観点も考慮される。」<sup>1</sup>

※ 一定の取引分野は一定の「商品・役務」を取引する「買い手」(需要者群)と、それらの需要者群の獲得をめぐって競争関係にある「売り手」(供給者群)とが取引を行う「地理的範囲」である。

企業結合に置き換えれば、「当事会社グループとその競争者」が、どの「取引相手」(買い手または売り手)をめぐって、どの「商品・役務」について競争をしているかを分析することが、一定の取引分野の画定(市場画定ともいう<sup>2</sup>)という作業である<sup>3</sup>。商品・役務や取引相手が変われば、当事会社グループにとっての競争者の顔ぶれは異なってくる。

※ 独禁法において、一定の取引分野は違反の成立要件でもあるから、取引をめぐる競争が行われている市場のうちで、当該行為(企業結合を含む)によって競争が制限される市場でなければならない。(「一定の取引分野の定義の両面性」として既に論じた。経済法第 5 回 6 頁※)

#### 【一定の取引分野(商品範囲)の画定】:商品市場の画定ともいう

[1] 需要の代替性を用いた、「商品・役務」並びに「当事会社グループ及びその競争者」の特定

[1-1] 「商品の範囲については、…まず、需要者からみた商品の代替性という観点から画定される。」「例えば、甲商品と乙商品が存在する場合、需要者にとって両商品の効用等の同種性の程度が大きければ大きいほど、甲商品の価格引上げにより需要者が甲商品に代えて乙商品を購入する程度が大きくなり、当該価格引上げが甲商品の供給者の利潤の拡大につながらないことが予測されることから、乙商品が甲商品の価格引上げを妨げることとなると考えられる。このような場合、甲商品及び乙商品は同一の商品の範囲に属することとなる。」<sup>4</sup>

《具体例》シャンプーとリンス、シャンプーとヘアスプレー

[1-2] 「「需要者にとっての代替性」とは、ある地域においてある商品…の価格引上げがあったときに、価格引上げに反応した需要者が、当該商品の購入を「他の商品」又は「他の地域」に振り替える程度をいう。」<sup>5</sup>

<sup>1</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 2 の 1

<sup>2</sup> 不公正な取引方法のように、「一定の取引分野」という法律要件を持たない規制でも、当該行為が競争に悪影響を与えることを分析するためには、(あたかも一定の取引分野という要件があるかのように)市場画定を行うことが必須の場合がある。従って法文との関係では、「市場画定」は「一定の取引分野の画定」よりも広い概念で、不公正な取引方法における一定の取引分野の画定に相当するものを含む。ただし以下の本文では、一定の取引分野の画定という意味で、より広い概念である市場画定も使用する。

<sup>3</sup> その作業をどの程度詳細に行う必要があるか(競争者の顔ぶれやシェアを概括的に特定すればよいのか、はたまた、過去の経済的な数値データ等を用いてそもそも競争者に含まれるか否かを詳細に分析する必要があるのか)は、市場画定の詳細さ・簡略さが、競争の実質的制限の判定をどの程度左右するかに依存する。すなわち、当該事案ごと(行為類型ごと、商品・役務ごと)に市場画定の作業がどの程度詳細になるかは変わってくる。

<sup>4</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 2 の 2

<sup>5</sup> 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』66 頁(商事法務、2014 年)

### [1-3] 需要の代替性を左右する要因

①「商品の代替性の程度は、当該商品の効用等の同種性の程度と一致することが多く、この基準で判断できことが多い。」<sup>6</sup>

「一般的に、需要者は、一定の用途を念頭に置いて商品を選択していると考えられることから、2つの商品が同一の用途に用いられているか、又は用いることができる場合には、当該用途を念頭において商品を選択している需要者にとっては、両商品の効用の同種性の程度は高いと考えられる。」<sup>7</sup>「同一の用途に用いることができるか否かは、商品の大きさ、形状等の外形的な特徴や、強度、可塑性、耐熱性、絶縁性等の物性上の特性、純度等の品質、規格、方式等の技術的な特徴などを考慮して判断される。」<sup>8</sup>

②「価格水準の違い、価格・数量の動き等が考慮される」。「例えば、甲商品と乙商品は同一の用途に用いることは可能ではあるが、価格水準が大きく異なり、甲商品の代わりとして乙商品が用いられることが少ないために、甲商品と乙商品は効用等が同種であると認められない場合がある。」<sup>9</sup>「他方、…甲商品の価格が上昇した場合に乙商品の販売数量が増加し、又は乙商品の価格が上昇するときには、乙商品は甲商品と効用等が同種であると認められる場合がある。」<sup>10</sup>

③「需要者の認識・行動」。

(ア) 「甲商品と乙商品は同一の用途に用いることは可能ではあり、かつ、価格水準にも差はないが、甲商品の使用から乙商品の使用に切り替えるために設備の変更、従業員の訓練等の費用を要することから、事実上、甲商品の代わりとして乙商品が用いられることが少ないために、甲商品と乙商品は効用等が同種であると認められない場合がある。」<sup>11</sup>

(イ) 「例えば、甲商品と乙商品に物性上の特性等に違いがあつても、需要者が、いずれでも同品質の商品丙を製造するための原料として使用することができるとして甲商品と乙商品を併用しているため、甲商品と乙商品は効用等が同種であると認められる場合がある。」「また、過去に甲商品の価格が引き上げられた場合に、需要者が甲商品に替えて乙商品を用いたことがあるか否かが考慮される場合もある。」<sup>12</sup>

※ ①～③を総合考慮して、当事会社グループがその供給する商品・役務を値上げした場合に、需要者にとって代替的選択肢となる商品・役務(及びその供給者)を特定するのが、需要の代替性による商品範囲の画定。

### [1-4] リッジパックアクイジションエルエルシーによるプロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン(株)の事業譲受け(H26 事例 2)

「ペットフードは、一般的に、ドッグフードとキャットフードに大別される。また、それぞれについて、形状の相違によりドライタイプとウェットタイプに分けられる。」「ドライタイプとは、カロリーが高く、効率よく栄養を摂取できるという特徴のある製品であり、一般的に大袋等の大きな単位で販売されており、単価も安い。一方、ウェットタイプとは、水分量を多く含んでおり、風味が良く食べやすいという特徴のある製品であり、一般的に缶詰や袋詰等の小さな単位で販売されており、単価も割高である。このため、消費者は、ドライタイプを主食として、ウェットタイプを副食として、両者を買いつけていている傾向にある。」

<sup>6</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 2 の 2

<sup>7</sup> 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』78 頁(商事法務、2014 年)

<sup>8</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 2 の 2(1)

<sup>9</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 2 の 2(2)

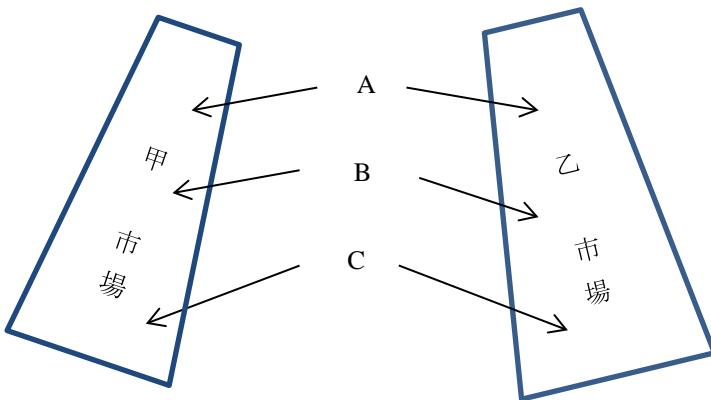
<sup>10</sup> 価格相関分析は、個々の取引数量についてのデータがなくても実行可能という点で簡便だが、需要の代替性以外の要因が価格の相関関係をもたらしている可能性を排除する必要がある。

<sup>11</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 2 の 2(2)。工法同士に代替性はあるが特殊な機械の導入が必要な場合などか。

<sup>12</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第 2 の 2(3)

[2] 供給の代替性を用いた、「商品・役務」並びに「当事会社グループ及びその競争者」の特定

[2-1] 「必要に応じて、供給者が多大な追加的費用やリスクを負うことなく、短期間<sup>13</sup>のうちに、ある商品から他の商品に製造・販売を転換し得るか否かについても考慮される。例えば、供給に要する設備等の相違や切替えに要する費用の大きさ等を検討した結果、甲商品と乙商品について、甲商品の価格が上昇した場合に、乙商品の広範な範囲の供給者が乙商品の生産設備や販売網等を、多大な追加的費用<sup>14</sup>やリスクを負うことなく、短期間のうちに、甲商品へ切り替えることが可能であると認められるときには、甲商品及び乙商品をもって商品の範囲が画定される場合がある。」<sup>15</sup>



[2-2] 「「供給者にとっての代替性」とは、ある地域においてある商品の価格引上げがあったときに、価格引上げに反応した供給者が、他の商品又は他の地域から価格引上げの対象となった商品又は地域に製造・販売を転換する可能性の程度をいう。」<sup>16</sup>

[3-3] 大阪製鐵(株)による東京鋼鐵(株)の株式取得(H27 事例 3)

①形鋼[かたこう]は、カリバーロール…を付けた圧延機等で一定の形の断面となるように圧延して製造した鋼材である。「形鋼は、断面形状により、鋼矢板、H形鋼、山形鋼、I形鋼、溝形鋼等に分類される。…鋼矢板及びH形鋼を除く形鋼を一般形鋼といい、一般形鋼は断面の形状ごとに、二辺の合計値や高さ等に応じて大形鋼及び中小形形鋼に分類される。」「H形鋼及び鋼矢板については、当事会社は競合していないことから、本件では、…一般形鋼について検討した。」

②「一般形鋼には、断面形状・寸法等に応じて多様な品種が存在し、用途によって使い分けられていることから、個々の一般形鋼製品間に需要の代替性はない。」

③「一般形鋼には様々な寸法があるところ、カリバーロール…の付替え等により、同一の生産設備で寸法の異なる製品を製造することができるため、基本的には供給の代替性が認められる。」「一般形鋼の断面形状については、カリバーロール…の付替え等により、同一の生産設備で断面形状の異なる製品を製造することが可能であることから、異なる断面形状間には供給の代替性がある。」

④「中小形一般形鋼と大形一般形鋼は、同一の設備で製造されている場合があるものの、両者の生産効率が異なること等の理由により、別々に製造ラインを設けることが多いことから、中小形一般形鋼と大形一般形鋼の間の供給の代替性は限定的である。また、実際に主に中小形一般形鋼を製造している事業者と主に大形一般形鋼を製造している事業者では顔ぶれ及び市場シェアの分布が異なる。したがって、大形と中小形との供給の代替性は限定的である。」

⑤「以上から、商品範囲を「中小形一般形鋼」及び「大形一般形鋼」と画定した。」

<sup>13</sup> 1年以内を目指とする。「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第2の1

<sup>14</sup> いわゆるサンク・コスト(固定費用のうち、当該事業から撤退しても回収できない部分)が大きいこと(回収不可能な投下済み費用が大きいこと)を意味する。供給の代替性の文脈に置き換えて表現すれば、切り替えのために投じた固定費用から、切り替えをやめたときに回収可能な固定資本の残存売却価値を引いたものが大きいことである。

<sup>15</sup> 「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」第2の2

<sup>16</sup> 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』65頁(商事法務、2014年)

### [3] まとめ

「一定の取引分野の画定の重要な目的」は「競争圧力の特定」にあり、これは「需要者にとっての代替性」と「供給者にとっての代替性」の観点から判断される。当事会社グループによる「価格引上げを妨げる要因(牽制力)が何であるかを考えると、…価格引上げによって既存の需要者に他の供給者(競争者)へと逃げられてしまうことと、価格引上げによって新規の供給者(競争者)を呼び込んでしまうことの 2 つである。前者が「需要者にとっての代替性」の観点であり、後者が「供給者にとっての代替性」の観点である。」<sup>17</sup>

### 【一定の取引分野の画定に関する経済的手法】SSNIP テストないし仮想的独占者テスト

[1] 「代替性の判断は、「程度」の判断であるから、どの程度の代替性があれば他の商品…が競争者の市場シェアとして数値化することが適切・可能な競争圧力といえるのか、換言すれば、どの程度の代替性があれば他の商品…が一定の取引分野の中に含まれることになるのか」。「この点について、企業結合ガイドラインは、SSNIPテストを用いることを明らかにしている。」<sup>18</sup>

[2] 「ある事業者が、ある商品を独占して供給しているという仮定の下で、当該独占事業者が、利潤最大化を図る目的で、小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げ(注2)をした場合に、当該商品…について、需要者が当該商品の購入を他の商品…に振り替える程度を考慮する。他の商品…への振替の程度が小さいために、当該独占事業者が価格引上げにより利潤を拡大できるような場合には、その範囲をもって、当該企業結合によって競争上何らかの影響が及び得る範囲ということとなる。」

「(注 2)「小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げ」とは、通常、引上げの幅については 5%から 10%程度であり、期間については1年程度のものを指すが、この数値はあくまで目安であり、個々の事案ごとに検討されるものである。」<sup>19</sup>

※ 原料が異なるものの用途が同じ商品(例えば新生瓦と粘土瓦<sup>20</sup>)について、片方ずつ別個の市場が画定されるべきか、両者を合わせた一個の商品市場が画定されるかという局面が、利用の想定される場面。

### [3] SSNIP テストの意義

①「SSNIPテストを実施することにより、過度に狭い範囲を一定の取引分野として画定してしまうことを防止することができる。すなわち、一定の取引分野…における競争が完全に消滅した場合には「競争を実質的に制限することとなる」(ある程度自由に価格引上げを行うことができる…)ものでなければならない。…SSNIPテストを実施した結果、仮想的独占事業者が価格引上げにより利潤を拡大できない場合は、…前提として仮定した商品…の範囲における競争が完全に消滅した場合であっても「競争を実質的に制限することとなる」ものではないことを意味することから、その範囲を一定の取引分野として画定しても無意味であることが分かる。」<sup>21</sup>

②「仮想的独占事業者が価格引上げにより利潤を拡大できない原因は、仮定した商品…の範囲に含まれない他の商品…が仮想的独占事業者の価格引上げに対する牽制力を有していることにある…から、…仮定した商品…の範囲に他の商品…を追加し、追加後の商品…の範囲を前提にして再びSSNIPテストを実施する。」<sup>22</sup>

※ 仮想的独占者テストでは、個別ブランドや個別企業は観念されない。現在の候補市場の外からの競争圧力だけを見ている。独占しても利益を減らせるような強力な競争者(群)が候補市場の外に残っていないかどうかをチェック

<sup>17</sup> 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』65 頁(商事法務、2014 年)

<sup>18</sup> 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』67 頁(商事法務、2014 年)

<sup>19</sup> 「「小幅ではあるが、実質的かつ一時的ではない価格引上げ」(Small but Significant and Non-transitory Increase in Price)の…頭文字をとつて SSNIP テスト(スニップテスト)などと呼ばれている。」田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』67 頁(商事法務、2014 年)

<sup>20</sup> 松下電工、松下電工外装及びクボタによる屋根材及び外壁材事業の統合(H15 事例 3)。

<sup>21</sup> 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』67-68 頁(商事法務、2014 年)

<sup>22</sup> 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』68 頁(商事法務、2014 年)。SSNIP テストで狭すぎる場合には、次善の代替品の商品・地域を候補市場に含める。

するためのもの。競争当局と当事会社側で市場画定の考え方が異なる場合に、狭い方の候補市場で SSNIP テストをすることにより答えを出せる場合がある。

### 【一定の取引分野の画定に関する注意点】

[1] 一定の取引分野の中に含まれない競争圧力であっても、隣接市場からの競争圧力、輸入圧力、参入圧力として分析される。「データ等の制約により、…一定の取引分野の外縁が一義的に明確に定まらないこともあり、…一定の取引分野の外縁付近に存在する他の商品又は他の地域…については、競争圧力の過大評価を回避する観点から、一定の取引分野には含めず、「競争を実質的に制限することとなる」か否かの判断の段階で分析の対象とすることが多い。」<sup>23</sup>

[2] 「企業結合審査の過程で一定の取引分野の候補となる「範囲」の選択肢がある程度絞り込まれたときに、それ以上の絞り込みを行うためには多大な時間と労力を要すると考えられる場合に、それ以上の絞り込みを行うことなく、複数の候補となる範囲の全てについて「競争を実質的に制限することとなる」か否かの判断を行うことがある。」<sup>24</sup>

### [3] 業態による市場画定

[3-1] 「同種の商品間で競争が行われているとみるより同種の業態間で競争が行われているとみる方が競争の実態をより正確に捉えていると考えられる場合は、個々の商品に着目して商品の範囲を画定するのではなく、業態に着目して(つまり、業態を「役務」と捉えて)役務の範囲を画定することが一般的である。」「例えば、家電小売業者は様々な家電製品を販売しているが、テレビや冷蔵庫といった個々の家電製品ごとに競争を行っているとみるよりは、品ぞろえ、販売方法、アフターサービス等から特徴づけられる業態が同種の家電小売業者との間で競争を行っているとみる方が競争の実態をより正確に捉えていると考えられる。」<sup>25</sup>

《具体例》「スーパーマーケット業」<sup>26</sup>

#### 「3-2] (株)ヤマダ電機による(株)ベスト電器の株式取得(H24 事例 9)

「家電製品を取り扱う小売業者には、実店舗で販売を行う家電量販店、総合スーパー(以下「GMS」という。), ホームセンター、ディスカウントストア(以下、GMS、ホームセンター及びディスカウントストアをまとめて「GMS 等」という。), 地域家電小売店(家電メーカーの系列店や地場の電気店を指す。… )のほか、通販事業者が存在するが、地域家電小売店及び GMS 等については、家電量販店が取り扱う家電製品に比べ品ぞろえは限定されていることが多く、また、通販事業者については、家電量販店とは販売方法が異なり、多くの通販事業者は、家電量販店と同等のアフターサービスや品ぞろえを提供しているわけではない。」「このような状況から、家電量販店は、専ら競合家電量販店の店舗を競争相手と認識して価格戦略を設定しており、また、家電量販店を利用する消費者も、家電量販店間の価格等を比較して家電製品の購入先を選択している実態にある。」「したがって、家電量販店の家電小売業とその他家電小売業者の家電小売業との間における代替性の程度は低いと認められることから、「家電量販店における家電小売業」を役務範囲として画定した。」

<sup>23</sup> 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』70-71 頁(商事法務、2014 年)

<sup>24</sup> 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』72 頁(商事法務、2014 年)

<sup>25</sup> 田辺治・深町正徳編著『企業結合ガイドライン』76 頁(商事法務、2014 年)

<sup>26</sup> イオン(株)による(株)ダイエーの株式取得(H25 事例 9)